

令和8～9年度中間貯蔵受入分別工事監督支援業務

質問・回答

※正誤表を掲載し、現場説明書、設計書を再掲しますので、入札参加者において必ずご確認ください。

No.	区分	ページ	条項	質問	回答
1	入札説明書	4	(10) 2)	配置予定管理技術者の同種又は類似業務の実績について、対策地域内における廃棄物処分等業務や廃棄物関連業務の監督支援業務は該当しますでしょうか。	土木工事に関する業務には、廃棄物の処理に関する業務は含まれません。 なお、土木工事とは、建設業法第二条第一項に定義する建設工事をいいます。
2	入札説明書	7	7 (3)	エ 提出部数：『資格審査結果通知書の写し 2部』と記載されていますが、(様式1) 競争参加確認申請書に記載されている『注1) 環境省一般競争参加資格審査結果報告書の写し』とは異なるものでしょうか。	同一になります。 資料名は「資格審査結果通知書(測量・建設コンサルタント等)」です。
3	入札説明書	7	7 (5)	設計共同体として申請する場合、設計共同体協定書の写しを添付する必要はございますでしょうか。	設計共同体として参加する資格の審査のために提出する「競争参加資格審査申請書」に添付が必要です。
4	入札説明書 様式	様式1	競争参加資格確認 申請書	設計共同体として申請する場合、申請書の「住所・商号又は名称・代表者氏名」の記載方法についてお伺いします。 申請書には、以下のように記載する形で問題ないでしょうか。 ・設計共同体名 ・代表者(住所・商号又は名称・代表者氏名) ・構成員(住所・商号又は名称・代表者氏名) また、「担当者連絡先」欄についても、代表者と構成員それぞれの担当者連絡先を記載する必要があるかどうか併せてご教示いただけますでしょうか。	貴見のとおりです。 なお、「担当者連絡先」については、代表者の担当者連絡先とし、窓口はひとつにしてください。
5	入札説明書 様式	様式 2-2	企業の地域精通度	企業の地域精通度(様式2-2)の確認する添付書類は必要でしょうか。必要であれば、どのような資料が必要かご教示願います。	不要です。
6	入札説明書 様式	様式 2-2	企業の地域精通度	建設コンサルタント登録された支店、事務所等の確認資料は不要でしょうか。必要な場合、「建設コンサルタント現況報告書」の別表2 営業所一覧を添付すれば良いでしょうか。	回答No.5をご参照ください。

令和8～9年度中間貯蔵受入分別工事監督支援業務

質問・回答

※正誤表を掲載し、現場説明書、設計書を再掲しますので、入札参加者において必ずご確認ください。

No.	区分	ページ	条項	質問	回答
7	入札説明書 様式	様式 3-3	配置予定管理技術者の 業務拠点	配置予定管理技術者の業務拠点（様式3-3）の確認資料は必要でしょうか。必要であれば、どのような資料が必要かご教示願います。	不要です。
8	入札説明書 様式	様式4	配置予定担当技術者の 資格等	設計共同体として申請する場合、配置予定担当技術者の資格等（様式4）③「所属・役職」欄には、代表者および構成員が判別できるように記載（例：〇〇〇株式会社〇〇課主任）する形で差し支えないでしょうか。	代表者および構成員が判別できるように「代表者 a 〇〇課主任」「構成員 b 〇〇課主任」などと記載してください。
9	入札説明書 様式	様式12	直接的雇用関係に関する要件の確認	直接的な雇用関係が既に成立している場合、誓約書の記載は不要とのことですが、「担当者等連絡先」欄への記載は必要でしょうか。 また、記載が必要な場合には、「担当者等連絡先」欄に代表者および構成員それぞれの連絡先を記載する必要があるか、ご教示いただけますでしょうか。	不要です。
10	入札説明書 様式	様式13	中立公平性に関する誓約書	設計共同体として申請する場合、誓約書の「住所・商号又は名称・代表者氏名」の記載方法についてお伺いします。 申請書には、以下のように記載する形で問題ないでしょうか。 ・設計共同体名 ・代表者（住所・商号又は名称・代表者氏名） ・構成員（住所・商号又は名称・代表者氏名） また、「担当者連絡先」欄についても、代表者と構成員それぞれの担当者連絡先を記載する必要があるかどうか併せてご教示いただけますでしょうか。	回答No.4をご参照ください。
11	現場説明書	1	2	実施場所について 本業務の実施場所について、福島県いわき市内（中間貯蔵施設浜通り事務所から2km圏内）とする。業務の実施にあたり、執務室は受注者で準備するものとする。と記載がありますが、執務室は落札後に準備を行うで、よろしいでしょうか。	本業務の実施場所とは、「担当技術者の業務執行場所」を示します。 担当技術者の業務執行場所の準備については、貴見のとおりです。

令和8～9年度中間貯蔵受入分別工事監督支援業務

質問・回答

※正誤表を掲載し、現場説明書、設計書を再掲しますので、入札参加者において必ずご確認ください。

No.	区分	ページ	条項	質問	回答
12	現場説明書	1	2	本業務の実施場所について、福島県いわき市内(中間貯蔵施設浜通り事務所から2km圏内)とする。と記載されていますが、福島県双葉郡檜葉町に事務所を準備して業務を実施することは可能でしょうか	本業務の実施場所とは、「担当技術者の業務執行場所」を示します。 「現場説明書 2. 実施場所について」に示すとおり、担当技術者の業務執行場所は、福島県いわき市(中間貯蔵施設浜通り事務所から2km圏内)に準備をお願いします。
13	現場説明書	1	2	「2. 実施場所について」で「本業務の実施場所について、福島県いわき市内(中間貯蔵施設浜通り事務所から2km圏内)とする。」とされています。工事監督の実施に当たっては、現場に近い位置に事務所を確保することが有効とも考えられますが、上記の位置に設置することのご趣旨・目的等についてご教示いただけますでしょうか。	業務の実施は、調査職員に対して必要な支援等を行うことを目的にしており、速やかに・正確に事務所や支所等の調査職員に報告できる現実的な場所を指定しております。 なお、「コンサルタント業務の総合評価落札方式運用ガイドライン」の第3章2. (7)を参照ください。 (福島地方環境事務所ホームページ>「コンサルタント業務の総合評価落札方式運用ガイドライン」) <a href="https://fukushima.env.go.jp/content/000357037.pdf">https://fukushima.env.go.jp/content/000357037.pdf</a>
14	現場説明書	1	2	「2. 実施場所について」で「本業務の実施場所について、福島県いわき市内(中間貯蔵施設浜通り事務所から2km圏内)とする。」とされています。【コンサルタント業務の総合評価落札方式運用ガイドライン】では、「(7) 担当技術者の業務執行場所 別途現場説明書等で場所を指定する。(参加資格要件ではない。)」とありますが協議は可能と理解してよろしいでしょうか。	本業務の実施場所とは、「担当技術者の業務執行場所」を示します。 「現場説明書 2. 実施場所について」に示すとおり、担当技術者の業務執行場所は、福島県いわき市(中間貯蔵施設浜通り事務所から2km圏内)に準備をお願いします。
15	現場説明書	1	5	適用単価・積算基準 (1)技術者単価は、「環境省設計業務委託等技術者単価(令和7年度)」を適用している。と記載がありますが、入札公告期間中に適用単価の改正があった場合、新単価を適用することとなりますか。	入札公告期間中に適用単価の改正があった場合、新単価を適用します。新単価及びその適用開始時期については、福島地方環境事務所ホームページに掲載する予定なので、ホームページを確認してください。 (福島地方環境事務所ホームページ>「調達情報」>「積算基準・資材単価等」) <a href="https://fukushima.env.go.jp/procure/procure_00156.html">https://fukushima.env.go.jp/procure/procure_00156.html</a>
16	現場説明書	1	5	技術者単価は令和7年度を適用していると記載がございますが、入札公告期間中に適用単価の改正があった場合(令和8年度技術者単価)、新単価が適用されるのでしょうか。また、適用されない場合は変更の対象となるのでしょうか。	回答No.15をご参照ください。